

「外国為替証拠金取引約款」新旧対照表

新	旧
<p>(定義) 第 2 条 13 本約款において「再投資」とは、「積立 FX」サービスにおいて、スワップポイントを利用して定期購入することをいいます。 14 本約款において「分配」とは、「積立 FX」サービスにおいて、スワップポイントをお客様が登録した金融機関へ出金することをいいます。</p> <p><u>(スワップポイントの再投資及び返還)</u> 第 13 条 お客様は、「積立 FX」サービスにおいて、スワップポイント利用設定に「再投資する」を選んだ場合、未実現のスワップポイントを預託金残高に振替えて、通貨の追加購入ができるものとします。 2 お客様は、「積立 FX」サービスにおいて、スワップポイント利用設定に「分配する」を選んだ場合、出金可能額の範囲内でスワップポイントを預託金残高に振替えて、登録された金融機関に出金できるものとします。</p> <p>第 14 条～第 35 条</p> <p><u>(2020 年 11 月施行)</u></p>	<p>(定義) 第 2 条 (追加)</p> <p>(新規)</p> <p>第 13 条～第 34 条</p> <p>(2020 年 8 月施行)</p>